解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

福岡県飯塚市潤野二三番地の一二

財団法人嘉穂高等学校龍王会

代表清算人　辻塚　弘行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月六日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

北海道深川市一条九番二一号

医療法人社団布川医院

清算人　布川　昭雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

福井市大手三丁目一七番一号

財団法人福井県農業拓植基金協会

清算人　新田　直人

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

鹿児島県姶良市加治木町仮屋町二一一番地

財団法人鹿児島県立加治木高等学校教育振興会

清算人　安藤　旭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月二日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

千葉市花見川区検見川町三丁目三三一番地四

財団法人ちどり保育園

代表清算人　吉岡　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十一日

神奈川県平塚市代官町九番二六号エム・宮代ビル三Ｆ　社団法人平塚市サッカー協会

代表清算人　小澤　一彦

連絡先　神奈川県平塚市袖ヶ浜一番一二の二の四〇七号

第三十八期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	四〇八、九二九
固定資産	一二、九三六
資産の部合計	四二一、八六六
負債及び純資産の部	
流動負債	二一八、六五〇
（うち完成工事補償引当金）	（二〇二）
（うち賞与引当金）	（一、一〇〇）
固定負債	二、四八七
株主資本	一九六、二六五
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	一七六、二六五
利益準備金	五、〇〇〇
その他利益剰余金	一七一、二六五
（うち当期純損失）	（四三、三八六）
評価・換算差額等	四、四六三
その他有価証券評価差額金	四、四六三
負債及び純資産の部合計	四二一、八六六

平成二十四年五月二十一日

大阪市天王寺区東高津町一二番六号

淺沼建物株式会社

代表取締役社長　淺沼　一夫

第二期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	一〇、五三九
合計	一〇、五三九
負債及び純資産の部	
流動負債	四、四四四
株主資本	六、〇九五
資本金	五、〇〇〇
利益剰余金	一、〇九五
その他利益剰余金	一、〇九五
（うち当期純利益）	（一、四〇一）
合計	一〇、五三九

平成二十四年六月十一日

大阪府大阪市北区芝田一丁目一番三五号

株式会社レムホテルズ西日本

代表取締役　江山　恭弘

第五十七期決算公告

平成二十四年二月二十九日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	二、〇四三、五九九
固定資産	九、四五一、三六六
有形固定資産	八、八〇二、四六一
無形固定資産	二二、一六〇
投資その他の資産	六二六、七四四
合計	一一、四九四、九六五
負債及び純資産の部	
流動負債	六、六〇五、四〇七
固定負債	三、九八六、九二六
株主資本	九〇一、九九二
資本金	一四〇、〇〇〇
利益剰余金	七六一、九九二
利益準備金	三二、〇九五
その他利益剰余金	七二九、八九七
（うち当期純利益）	（四三、四〇二）
評価・換算差額等	六三八
合計	一一、四九四、九六五

平成二十四年六月十一日

宮崎市橘通東三丁目四番一二号

株式会社宮崎山形屋

代表取締役　佐多　芳大

配当公告

山梨県富士吉田市大明見一二六八番地

破産者　株式会社かえで

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十三年（フ）第一一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三三、四四七、〇四三円

一、配当することのできる金額

金三七、〇四八、二三二円

平成二十四年六月十一日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号

破産管財人　深澤　勲

配当公告

愛媛県松山市南高井町一六八三番地五

破産者　株式会社イーピー

右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四七〇、〇八七、四二八円

一、配当することのできる金額

金二〇、八六二、一九九円

平成二十四年六月十一日

愛媛県松山市一番町一丁目一四―一　一番町地所ビル七階中村淳法律事務所

破産管財人　中村　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北三〇条西三丁目二七六番地、最後の住所札幌市中央区南一九条西一四丁目二番一〇―三〇一号

被相続人　亡　狩野　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十一日

札幌市中央区南一三条西六丁目三番一七―四〇一号　相続財産管理人　金澤　広士